

大情審答申第 421 号
平成 28 年 12 月 12 日

大阪市長 吉村 洋文 様

大阪市情報公開審査会
会長 上田 健介

答申書

大阪市情報公開条例の一部を改正する条例（平成28年大阪市条例第14号）による改正前の大阪市情報公開条例第17条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から平成25年4月30日付け大市民第102号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

実施機関が、平成 25 年 3 月 11 日付け大市民第 1490 号により行った部分公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 25 年 2 月 25 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「市民局総務課は、大個審第 56 号（H25. 2. 22 付）の大市民第 256 号提出資料（記録）」を求める公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書を「平成 23 年 6 月 22 日付け大市民第 256 号開示決定対象文書」（以下「本件文書」という。）と特定した上で、条例第 10 条第 1 項に基づき、個人の氏名及び心身に関する情報等個人のプライバシーに関する情報（以下「心身等に関するプライバシー情報」といい、個人の氏名とあわせて「本件各非公開部分」という。）を公開しない理由を次のとおり付して、本件決定を行った。

記

「条例第 7 条第 1 号に該当

（説明）

本件各非公開部分は、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他

の情報と照合することにより特定の個人を識別できるもの、又は特定の個人を識別することはできないが公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。」

3 異議申立て

異議申立人は、平成 25 年 3 月 15 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による改正前の行政不服審査法第 6 条第 1 号に基づき異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 処分の取り消しを求める。（整合性計れず。）

2 大健福第 6054 号・大生総第 84 号の整合性要す為、大市民第 6013 号・6139・6167 号、並びに大市民第 6090 号・6107 号に基づく、6121 号の論拠法的解釈するもの大市民第 6127 号「不存在」決定（大健こ第 258 号同じく）より、全開示要す。（必須）

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件文書において非公開とした情報について

本件文書は、保有個人情報開示請求に対して実施機関が平成 23 年 6 月 22 日付け大市民第 256 号により行った開示決定に係る開示対象文書である。また、本件文書は、本市職員が市民から受けた申出及び相談内容をまとめたものであり、その中には生活保護に関する情報が含まれており、実施機関が本件文書において公開しないこととした情報は、個人の氏名及び心身等に関するプライバシー情報である。

2 本件文書に対して本件決定を行った理由

実施機関は、本件各非公開部分は、個人に関する情報であると判断し、条例第 7 条第 1 号に該当するとして、その内容を公開しないこととしたものである。

個人の氏名については、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報であることは明白であり、条例第 7 条第 1 号本文に該当する。

また、心身等に関するプライバシー情報については、個人の疾病や生活保護の受給等に関する情報等、個人のプライバシーに関する情報であると判断できることから、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第 7 条第 1 号本文に該当する。

さらに、本件各非公開部分については、その性質上、条例第 7 条第 1 号ただし書ア及びウに該当せず、また、本件において当該情報を公にすることが、人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護に必要である蓋然性が認められないことからただし書イに

についても該当しない。

以上のことから、本件各非公開部分は、条例第7条第1号に該当する情報であることから、実施機関は本件決定を行ったものである。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 争点

実施機関は、本件各非公開部分について条例第7条第1号を理由に非公開とする本件決定を行ったのに対し、異議申立人は、本件決定を取り消し、本件各非公開部分の公開を求めるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件各非公開部分の条例第7条第1号該当性である。

3 本件各非公開部分の条例第7条第1号該当性について

(1) 条例第7条第1号の基本的な考え方について

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報…であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は原則的に公開しないことができると規定するが、同号ただし書において、「ア 法令若しくは条例…の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は、条例第7条第1号本文に該当する場合であっても、公開しなければ

ならない旨規定している。

(2) 個人の氏名の条例第7条第1号該当性について

個人の氏名は、実施機関の職員に対して申出を行った市民の氏名であることから、条例第7条第1号本文に該当し、また、その性質上同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

したがって、個人の氏名は、条例第7条第1号に該当する。

(3) 心身等に関するプライバシー情報の条例第7条第1号該当性について

当審査会において本件文書を見分したところ、心身等に関するプライバシー情報は、実施機関の職員に対して申出を行った市民の生活保護等の状況に関する記載であった。

ここで、個人の生活保護等の状況に関する記載であるという心身等に関するプライバシー情報の性質を踏まえると、心身等に関するプライバシー情報は、条例第7条第1号本文に規定する「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当し、また、その性質上同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

したがって、心身等に関するプライバシー情報は、条例第7条第1号に該当する。

4 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 上田健介、岡田さなゑ、久末弥生